

## 産婦健康診査県外受診費の助成申請について（お願い）

津市健康福祉部健康づくり課

津市では、産婦健康診査の受診費用の助成を実施しています。

助成申請に関する留意事項は下記のとおりですので、御確認の上、受診後は速やかに最寄りの保健センターに申請書類を提出してください。

### 記

#### 1 津市産婦健康診査の助成できる回数と金額について

対象者1人につき2回以内（1回目は産後2週間前後、2回目は産後1カ月前後で、受診期限は出産後62日以内）です。助成金額は各回上限5,000円で、健診費用と比べて低い額を助成します。医師又は助産師と相談の上、受診してください。

受診回数は県内・県外合わせて2回以内です。

#### 2 健診項目及び産婦健康診査結果票について

妊娠届出時に交付した「母子保健のしおり」に綴られている「産婦健康診査結果票」（以下「結果票」と、「津市産婦健康診査に係る権限の委任書」（以下「委任書」）を医療機関又は助産所にご持参の上、受診してください。

結果票は、A、B、C、D票の4枚組の複写式になっています。

A票とB票は受診者の助成申請用として、C票は医療機関、助産所の控え用として、D票は受診者の控え用（母子健康手帳貼付用）としてご利用下さい。

#### 3 助成金額と助成方法について

下記の（1）もしくは（2）の方法で助成します。ただし、こころの健康チェック（EPDS）の実施がない場合は、津市の産婦健康診査の対象になりません。また、医療機関によっては、結果票の記載に係る文書料を請求される場合があります。

（1）記入した委任書を受診する医療機関等へ提出します。1回につき健診費用から助成額（上限5,000円）を差し引いた金額は自己負担になります。

（2）上記（1）の方法をとれず、健診費用の全額を自己負担された場合は、各保健センター窓口（郵送可）で助成の手続きをしていただくと、後日指定の口座へ振り込みます（上限5,000円）。申請方法は、5、助成申請に際してのお願い をご参照ください。

#### 4 検査項目の省略又は追加について

各回の健診で、こころの健康チェック（EPDS）が実施されていない場合は、津市の産婦健康診査の対象になりません。

また、結果票に記載された検査項目以外の検査項目を追加した場合は、当該検査項目につ

いては助成の対象とはなりません。

受診の際に何回目の結果票を使用するのか、医師又は助産師に相談して十分な説明を受け、同意した場合において受診していただきますようお願いいたします。

#### 5 助成申請に際してのお願い（3 - (2)に該当する場合）

(1) 申請に必要な書類等は次のとおりです。受診後、速やかに最寄りの保健センターに提出してください。

ア 産婦健康診査受診費助成申請書

イ 産婦健康診査結果票（A票、B票の2枚）

※健診結果、受診日、医師名または助産師名と印があること。

ウ 産婦健康診査に係る領収書等（必ず、宛名は産婦名の原本が必要です。申請内容の確認後は返却します。）

エ 金融機関名、店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（通帳等）

※口座名義人が申請者本人以外の場合は委任状が必要です。委任状には押印が必要です。

オ 受診時と申請時で氏名変更がある場合等

（例：口座名義人や結果票、領収書の氏名が旧姓など）

氏名変更が分かる書類の提出をお願いします。（下記①～②のいずれか一つ）

① 運転免許証の写し（表面と裏面の両面）

② 戸籍謄本の写し

(2) 郵送による申請の場合の送付先

郵送で助成申請する場合は、前記の申請書類を下記へ郵送してください。

〒514-1192

津市久居新町3006番地（ポルタひさい1階）

津市久居保健センター 宛



#### 6 結果票の記載漏れ等に係るお願い

記載漏れ等があった場合は、医療機関、助産所に健診内容等についてお問い合わせをすることがあります。

#### 7 その他

県外では産婦健康診査を実施していない医療機関・助産所があるため、産婦健康診査を受診できない場合があります。受診期限は出産後62日なので、期間内であれば津市へ戻ってから受診することもできます。下記質問を参考に自身の体調を確認してみましょう。

子育てについて気軽に相談できる人はいますか      はい      いいえ

子育てについて不安や困難を感じることはありますか      はい      いいえ

気分が沈んだり、涙もろくなることがある      はい      いいえ

何もやる気になれないことがある      はい      いいえ

上記質問で一つでも下線部のある項目が該当する場合や、心配なこと・不安なこと等ありましたら、お気軽に保健センターへご相談ください。

8 **問い合わせ先** 御不明な点は下記の保健センターまでお問い合わせください。

中央保健センター	059-229-3164	安濃保健センター	059-268-5800
久居保健センター	059-255-8864	香良洲保健センター	059-292-4183
河芸保健センター	059-245-1212	一志保健センター	059-295-0112
芸濃保健センター	059-266-2520	白山保健センター	059-262-7294
美里保健センター	059-279-8128	美杉保健センター	059-272-8089